

## 宇和島市地域おこし協力隊（御槇地区） 募集要項

### 1. 職種、採用予定人員

募集番号	職種名	採用予定人数
1	宇和島市地域おこし協力隊（御槇地区）	1名

### 2. 勤務条件

勤務場所	宇和島市御槇（みまき）地区 ○標高約250mの土地で、1,000m級の山々に囲まれた、人口300人程度の地域です。
主な業務	日本の原風景が暮らしに溶け込み、米処としても知られる高齢化率60パーセントの山間地域で交流人口の拡大、地域活性化に挑む！ <b>【活動内容】</b> ○御槇地区の交流人口拡大を目指した魅力発信。 ○御槇地区の農産物を市外・県外へ情報発信及び販路拡大を目指した取り組み。
勤務時間 休日	<b>【勤務時間】</b> 週5日 7時間15分/日 8時30分～16時45分 <b>【休日】</b> 週2日、祝日、年末年始 ただし、業務及び活動状況によって1週間の範囲において勤務日を振り替えることができます。
休 暇	勤務月数に応じて年次有給休暇等を付与します。
報 酬 そ の 他	○月額203,748円 毎月20日（当月払い） ※金額が改定されることがあります。 ○諸手当等の条件は宇和島市会計年度任用職員の規定に準じます。
任用形態 ・ 期 間	<b>【任用形態】</b> 市の会計年度任用職員（パートタイム）として任用 <b>【任用期間】</b> 委嘱日から令和7年3月31日まで ただし、活動状況を勘案して最長3年間は地域おこし協力隊員として従事することができます。
福利厚生 待 遇	○社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。 ○災害補償は、労働者災害補償保険または非常勤公務災害により補償します。 ○任期中は市が指定する地域内の住宅に居住していただきます。任期中の借上料は市が負担します。 ○活動用のパソコン及び公用車は市が用意します。 ○活動に要する備品、消耗品及び旅費等の必要経費は、予算の範囲内において市が負担します。（経費の運用方法は市会計規則等によります。） ○地域おこし協力隊の初任者研修や地域づくりの各種研修に参加し、必要な知識等を身につけていただきます。 ○休暇日で業務に支障がなければ兼業を認める場合があります。（任命権者の許可及び事業報告が必要です。）
服 務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用損失行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止。）

### 3 募集要件

年 齢	令和6年4月1日現在で年齢18歳以上の方
性 別 ・ 国 籍	性別は問いません。 外国籍の方も応募いただけますが、在留資格において就労が制限されている場合等、採用できないことがあります。
資 格 ・ 免 許 等	次の(1)～(6)全てに該当する方を対象とします。 (1) SNS等を活用して地域内外へ御旗地区の魅力を積極的に情報発信できる方 (2) 心身ともに健康で、積極的に地域に出て、住民とコミュニケーションを図りながら精力的に業務に取り組むことができる方 (3) 普通自動車運転免許（AT限定可）を取得している方 (4) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から宇和島市に生活の拠点及び住民票を異動することが可能な方（ <u>委嘱前に住民票を異動された方は対象外となります。</u> ） (5) パソコン（ワード、エクセル）の一般的な操作ができる方 (6) 地方公務員法第16条の規定する欠格事項に該当しない方

### 4 選考内容等

選 考	<p>【一次選考】 書類選考のうえ、結果を応募者に文書で通知します。</p> <p>【二次選考】 一次選考合格者を対象に、宇和島市において面接試験を行います。（交通費は自己負担となります。） 日時等の詳細については、一次選考結果の通知の際に合格者と相談し決定します。</p> <p>【最終結果の通知】 最終結果については二次選考終了後、2週間以内を目途に文書で通知します。 ※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動させると採用対象者でなくなり、採用取消しとなります。</p>
-----	--

### 5 応募申込手続き

受付期間	随時受付します。採用が決定次第、受付を終了します。 ※事前に現地の見学を希望される場合はご相談ください。（交通費は自己負担となります。）
提出書類等	<p>(1) 宇和島市会計年度任用職員任用申込書【様式1】</p> <p>(2) レポート（A4サイズで書式は自由。文頭に住所・氏名を記入。パソコンでの作成可。）  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">テーマ</span>「本ミッションでの活動展開と任期後の展望」            ※意気込み、自身の経験・能力をどう活かすかなどを含めて1,200字程度で作成。</p> <p>(3) 運転免許の写し（表裏）</p> <p>(4) 外国籍の方は在留カードの写し</p> <p>以上の書類を受付期間内に<u>申込先へ持参いただくか、郵送してください。</u>（持参する場合は、事務取扱時間内に限ります。）</p>
問合せ・ 申 込 先	〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地 宇和島市企画政策部 企画課 企画係 【TEL】0895-49-7003 【Mail】kikaku1@city.uwajima.lg.jp
そ の 他	<p>○ 令和6年4月1日現在、宇和島市には1名の地域おこし協力隊員が在籍しています。</p> <p>○ 定住をされる方には、任期中（任期開始の日から1年未満の方は除く）又は離職後3年未満の間に、起業を支援する「地域人材起業支援事業」補助金や起業を伴わなくても活動の拡充や定住につながる経費に対して「定住支援補助金」の活用が可能です。</p>

※本要項は令和6年4月1日現在の内容であり、変更になる可能性があります。